

小牧市議会議案第66号

小牧市特別職の給与に関する条例の特例を定める条例の制定
について

小牧市特別職の給与に関する条例の特例を定める条例を次のとおり制定
するものとする。

令和元年8月8日提出

小牧市長 山下 史守朗

小牧市特別職の給与に関する条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、小牧市特別職の給与に関する条例（昭和30年小牧市条例第13号。以下「条例」という。）第4条に規定する特別職の給料の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の特例)

第2条 市長及び副市長の給料は、条例第4条の規定にかかわらず、令和元年9月1日から同年11月30日までの間、同条各号に規定する月額にそれぞれ100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、市長及び副市長の給料の月額を減額するため必要があるからである。

参考資料

小牧市特別職の給与に関する条例の特例を定める条例案のあらまし

- 1 この条例は、特別職の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。（第1条関係）
- 2 市長及び副市長の給与は、令和元年9月1日から同年11月30日までの間、小牧市特別職の給与に関する条例第4条各号に規定する月額にそれぞれ100分の90を乗じて得た額とする。（第2条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行する。